

徳島県警察本部告示第2号

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月19日

徳島県警察本部長 児玉誠司

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程（令和5年徳島県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

請求者の確認	運転免許証 旅券 個人番号カード又は住民基本台帳力 在留カード その他（ ）
--------	--

ード（住所記載のあるもの）

）

を

請求者の確認	運転免許証 在留カード
--------	----------------

旅券 個人番号カード
その他（ ）

に改める。

別記様式第15号及び別記様式第23号中

請求者の確認	運転免許証 個人番号カード の 在留カード
--------	--------------------------------

旅券
又は住民基本台帳カード（住所記載のあるも
その他（ ）

を

請求者の確認	運転 在留
--------	----------

免許証 旅券 個人番号カード
カード その他（ ）

に改める。

附 則

この告示は、令和8年1月5日から施行する。